

茅ヶ崎市病院事業の財務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月25日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第3号

茅ヶ崎市病院事業の財務に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業の財務に関する規程（令和5年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第25条第1項中「政令」を「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。